

日本サウンドスケープ協会ワーキング・グループについての規約

1. 日本サウンドスケープ協会（以下、「協会」）は、協会員がサウンドスケープの考え方に立ち、特定のテーマにフォーカスしておこなう活動をワーキング・グループ（以下、「WG」と表記）として認定する。
2. 協会員は、WGの設立を提案することができる。
3. 協会員は、原則、WGに参加することができる。
4. WGは、3名以上の協会員を構成メンバーとし、代表者を一人選出する。
5. 新規WGの設立は、4月末日までに「WG設立申請書」を研究会に提出し、常務理事会の審議を経て承認される。
6. WGは、年度ごとにその活動への助成を申請することができる。この助成は、活動費のうち3万円程度を上限におこなうものとする。（ただし、支払金額は、その年度の採択数および申請内容によって変動する。）申請を希望するWGは、毎年4月末日までに「WG活動助成申請書」を研究会担当常務理事に提出する。申請を受け、常務理事会にて助成採択が決定される。
7. 活動助成を受けたWGは、原則として年度最終月の中旬までに、「WG活動助成金使途報告書」を協会事務局に提出する。その報告をもとに、年度末までに活動への助成金が支払われるものとする。
8. 協会は、個々のWGの活動趣旨、主な活動内容、入会方法、連絡先などの情報をホームページに掲載することを各WGに促す。各WGはその要請に誠実に答えるものとする。
9. WGは、協会ウェブページや協会SNSのほか、協会誌『サウンドスケープ』へ投稿、協会が主催する研究発表会での発表などを通じて、その活動内容について公開することに努めなければならない。
10. WGが活動を廃止する場合は、「WG活動廃止申請書」を研究会へ提出しなければならない。なお、3年以上活動報告のないWGは自動的に廃止とする。廃止したWGが活動を再開する場合は、「WG再開申請書」を研究会に提出しなければならない。

以上